平成２１年（フ）第２８８号
佐賀県鹿島市重ノ木乙2686番地３　ハイアート弐番館301号
債務者　浅浪　祐二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６３３号
大分市東鶴崎３丁目５番Ｂ―403号
債務者　房前　珠美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５４号
鹿児島県鹿児島市平之町13番44号平田公園ハイツ202号
債務者　篠下　俊郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３号
鹿児島県枕崎市桜山西町323番地
債務者　安樂　智弘
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿屋市川西町3483番地６
債務者　新原小裕理
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市識名４丁目３番10号
債務者　村田　リエ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３００号
沖縄県那覇市首里寒川町２丁目70番地３　ネクスコート新川402
債務者　山口真基子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１５号
沖縄県中頭郡西原町字幸地1013番地
債務者　玉城　ネネ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５６号
北海道苫小牧市旭町２丁目６番６号　第６アパート201
債務者　京田　勝太
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５０号
千葉県鴨川市宮山864番地
債務者　尾形たま江
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２３０号
富山県砺波市八十歩31番地
債務者　石附志津香
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４１号
三重県三重郡菰野町大字永井3099番地98
債務者　笠田　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０９号
三重県津市藤方1676番地１　サンライト米津３棟１―Ｂ、前住所三重県津市白山町二本木2294番地10
債務者　藤野　　実
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２８号
三重県津市久居持川町2235番地11
債務者　中出　幸夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３４号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営住宅桜島団地Ｐ５―106
債務者　伊勢浩二こと　イセ　ジョセ　コウジ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４２号
三重県津市新町３丁目２番５号
債務者　河野千代子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９８号
滋賀県野洲市西河原703番地
債務者　吉川　清司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大津地方裁判所民事部